三　個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ、その特定個人情報が閲覧された事態

四　不正の目的をもって、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態

○特定個人情報保護委員会告示第七号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から施行する。

平成二十七年十二月二十五日　　特定個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

第２の表中「第67条」を「第51条」に、「第37条」を「第１条」に改める。

第３－１を次のように改める。

第３－１　目的

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、個人情報保護法第51条に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務としている。本ガイドラインは、番号法第４条及び個人情報保護法第51条に基づき、事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。

第３－４－㈡中「第50条」を「第36条」に、「第51条第１項」を「第37条第１項」に、「第52条」を「第38条」に改める。

第３－４－㈢中「第67条から第75条」を「第51条から第58条」に、「⑥まで」を「⑤まで」に、「第76条」を「第59条」に、「⑦から⑨」を「⑥から⑧」に、「第77条第１項」を「第60条第１項」に改め、同㈢の表中「第67条」を「第51条」に、「第68条」を「第52条」に、「第69条」を「第53条」に、「第70条」を「第54条」に、「第71条」を「第55条」に、「第73条」を「第56条」に、「第56条」を「第74条」に、「第74条」を「第57条」に、「第57条」を「第75条」に、「第75条」を「第58条」に改める。

第３－４－㈢の表中⑥項を削り、⑦項を⑥項とし、⑧項を⑦項とし、⑨項を⑧項とする。

第３－６に次のように加える。

※　特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応の具体的な内容については、番号法第28条の４及び「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第５号）並びに「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年特定個人情報保護委員会告示第２号）を参照のこと。

第４－３－㈡２Ｂｂ中「２通作成し、１通を税務署長に提出し、他の１通を本人に交付する」を「作成し、税務署長に提出する」に改め、同ｆ中「第52条第１項」を「第38条第１項」に改める。

別紙の２Ｂ中「⑥　源泉徴収票等の本人への交付方法
⑦　源泉徴収票等の控え、従業員等から提出された書類及び情報システムで取り扱うファイル等の保存方法
⑧　法定保存期間を経過した源泉徴収票等の控え等の廃棄・削除方法　等」を「⑥　源泉徴収票等の控え、従業員等から提出された書類及び情報システム等で取り扱うファイル等の保存方法
⑦　法定保存期間を経過した源泉徴収票等の控え等の廃棄・削除方法」に改める。

別紙の３－㈡２Ｂａ中「２通作成し、１通を税務署長に提出し、他の１通を本人に交付する」を「作成し、税務署長に提出する」に改め、同ｅ中「第52条第１項」を「第38条第１項」に改める。

別紙の３－㈢Ａ中「＊　金融機関が、個人番号関係事務に関係のない預金払戻し業務において、預金者から本人確認書類として個人番号カードを提示された場合、窓口担当者は個人番号カードに記載の個人番号が記載された書類の提出を受けた場合、番号法第19条各号のいずれにも該当しないため、された個人番号を書き写し、又は個人番号カードの個人番号が記載された部分をコピーして、特定個人情報を収集してはならない。
キングすれば受け取ることは可能である。」を「＊　金融機関が、個人番号関係事務に関係のない預金払戻し業務において、預金者から本人確認書類として個人番号カードを提示された場合、窓口担当者は個人番号カードに記載された個人番号を書き写し、又は個人番号カードの個人番号が記載された部分をコピーして、特定個人情報を収集してはならない。」に改める。

○特定個人情報保護委員会告示第八号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から施行する。

平成二十七年十二月二十五日　　特定個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

第２の表中「第67条」を「第51条」に、「第37条」を「第１条」に改める。

第３－１を次のように改める。

第３－１　目的

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、個人情報保護法第51条に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務としている。本ガイドラインは、番号法第４条及び個人情報保護法第51条に基づき、行政機関等及び地方公共団体等が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。

第３－４－㈡中「第50条」を「第36条」に、「第51条第１項」を「第37条第１項」に、「第52条」を「第38条」に改める。

第３－４－㈢中「第67条から第75条」を「第51条から第58条」に、「⑥まで」を「⑤まで」に、「第76条」を「第59条」に改め、同㈢の表中「第67条」を「第51条」に、「第68条」を「第52条」に、「第69条」を「第53条」に、「第70条」を「第54条」に、「第71条」を「第55条」に、「第73条」を「第56条」に、「第74条」を「第57条」に、「第75条」を「第58条」に改める。

第３－４－㈢の表中⑥項を削り、⑦項を⑥項とし、⑧項を⑦項とし、⑨項を⑧項とする。

第３－６に次のように加える。

※　特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応の具体的な内容については、番号法第28条の４及び「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第５号）並びに「独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年特定個人情報保護委員会告示第１号）及び「行政機関における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年９月28日特個第581号特定個人情報保護委員会事務局長通知）を参照のこと。

第４－３－㈡２Ｂｂ中「２通作成し、１通を税務署長に提出し、他の１通を本人に交付する」を「作成し、税務署長に提出する」に改め、同ｉ中「第52条第１項」を「第38条第１項」に改める。

第４－４－㈡Ｃ中「特定個人情報保護委員会」を「委員会」に改める。